◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第549号（R2.4.3）◆◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。
また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目　次＝
1.重大事故等情報＝4件（3月27日～4月2日分）
(1)乗合バスの車内事故①
(2)乗合バスの車内事故②
(3)法人タクシーの死傷事故①
(4)法人タクシーの死傷事故②

2.トピック
(1)新型コロナウイルス感染防止に向けたバス・タクシーの車内換気について（要請）
(2)新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の再徹底について（要請）
(3)新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）
(4)ボルトの錆や左後輪に注意！車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」

◇◇◇

3月28日(土)午前2時30分頃、兵庫県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を横断中の歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。
事故当時、歩行者側の信号が赤であった模様。

(4)法人タクシーの死傷事故②
3月28日(土)午前3時30分頃、北海道の市道において、道内に営業所を置く法人タクシーが空車で片側2車線の第2通行帯を運行中、車道を歩いていた歩行者をはねた。
この事故により、当該歩行者が死亡した。

上記4件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷0名（速報値）

◇◇◇

バス、タクシー事業者の皆様におかれましては、次の対策を検討し速やかに措置していただくようお願いします。
また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に報告していただくよう併せてお願いします。

１．始業点呼時の対応
・運転者に疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定による体調の確認を行うこと等により、運転者の健康状態を確実に把握すること
・マスクの着用等の感染予防対策が取れていることを確認すること

２．体調不良が確認された際の対応
発熱やせき等の症状がある場合には、乗務を中止させ、速やかに医療機関に受診させる等、適切な対応を取ること

（参考）
〇内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ
「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

〇厚生労働省ホームページ
「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

---

(3)新型コロナウイルス等の感染症対策の周知について（協力依頼）
（配信日：R2.2.7）

新型コロナウイルス等の感染症対策について、内閣総理大臣官邸ＨＰ（※）において、咳エチケット等のチラシがダウンロードできるようになっています。
事業者の皆様におかれましては、当該ＨＰより当該チラシをプリントアウト等していただき、営業所、車内、バスターミナル等への掲示・配布等により、従業員及び利用者等への周知にご協力頂けるよう、よろしくお願いいたします。

※内閣総理大臣官邸HP
「新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～」
https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

---

(4)ボルトの錆や左後輪に注意！　車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」
～平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について～
（配信日：R1.11.15）

平成30年度のホイール･ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件（うち人身事故3件）と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に迫る厳しい状況となりました。
事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されました。
ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000231.html

◇◇◇

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　03－3580－4434（年中無休・24時間）
＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆